南部地協通信

■発　行／
連合佐賀南部地域協議会
■発行人責任者／
武　富　英　男

第 109 号　　2020 年３月１日

3月

３月に入ると、退職を迎える方や異動になった方など、新しい生活に向けた準備に慌ただしい日々を過ごされている方もいらっしゃると思います。新しい環境になる前は、楽しみがある一方、不安が募り気分が安定しません。

最近では、新型コロナウイルスの猛威による大混乱が起こり、未だ特効薬も販売されていません。更には、薬局等ではマスクや消毒液などが店頭から消え、いつどこから我が身に迫ってくるかわからない不安が広がっている状況に、早い終息を願うばかりです。

このように、生活するうえでは様々な不安がありますが、我々を取り巻く職場環境においても同様、決して安心できる環境とは言えず先が見えない不安を抱えて生活している方は多いと思います。

これから春闘に突入しますが、不安要素解消のため要求を勝ち取って安心して仕事や生活ができる環境を目指し、一致団結して 2020 春闘を共に闘っていきましょう。　　（K．T）

《３月の連合佐賀・地協の取り組み》

連合佐賀関係

◇ 2020年3月7日（土）　中止
2020春季生活闘争佐賀県中央総決起集会

◇ 2020年3月5日（木）
連合佐賀第5回執行委員会

南部地協関係

◇ 2020年3月6日（金）
アクション36街宣行動

◇ 2020年3月11日（水）
地協第4回幹事会（四役会議合同）

◇ 2020年3月13日（金）　中止
2020春季生活闘争地協総決起集会

**新型コロナウイルス感染予防の関係で3月の地協行事については、中止または延期といたします。
ご理解ご協力よろしくお願い致します。**

2020 春季生活闘争
政策制度要求課題の取り組み

◇自治体等への要請キャラバン行動！

連合佐賀における春季生活闘争前段の取り組みとして、この時期に、南部地協管内の５市４町の地方自治体及び武雄労働基準監督署、また武雄・鹿島のハローワークへ出向いて「要請書」を提出しております。

佐賀県下においては、２月８日に確認した連合佐賀「春闘方針」を踏まえ、労使における交渉がスタートしております。

あわせて、連合佐賀はすべての働く人たちの「底上げ・底支え」・「格差是正」に向け、政策・制度実現の取り組みを運動の両輪として、推し進めたいと考え、関係各機関に対する「要請書」を提出し「意見交換を」させていただいております。

地協独自の要求として「持続可能な水道の実現に向けた要請書」および教育長に対して「学校の働き方改革に関する要請書」を提出しました。

（一部の意見交換）

1. 市　町　関　係　○　佐賀豪雨災害等による被災経験を踏まえ、被災により休業を余儀なくされる中小企業への復旧支援策および休職就労者への生活支援策を強めること。
　　○　４月１日よりの会計年度任用職員運用にあたっては、現職の職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行い、現在の勤務労働諸条件より処遇引下げおよび解雇・雇止めを行わないことなど。
2.労働基準監督署　○　管轄内における相談内容の概況と特徴
3.ハローワーク　○　求人者の傾向と採用後の相談状況

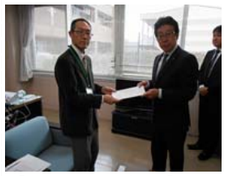
【武雄基準監督署】

【武雄ハローワーク】

【武雄市】

【白石町】

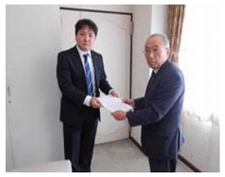
【江北町】

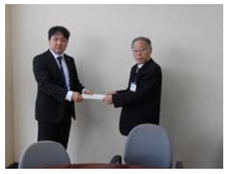
【大町町】

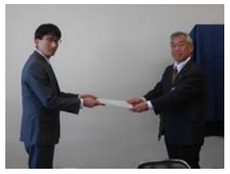
【多久市】

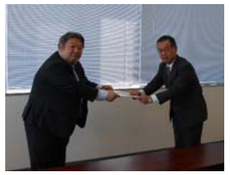
【小城市】

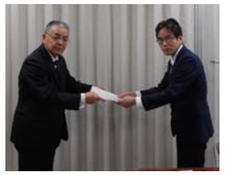
【鹿島ハローワーク】

【鹿島市】

【太良町】

【嬉野市】

【要請行動日】

□2月18日（火）　杵島武雄地区（1市、3町、職安、労基署）
□2月20日（木）　多久小城地区（2市）
　　鹿島藤津地区（2市、1町、職安）

れんごう南部

2020 年度活動日程 （予定）

日	曜	３月行事予定	日	曜	４月行事予定
1	日		1	水	
2	月		2	木	**連合佐賀第５回執行委員会**
3	火		3	金	**2020 春闘地区別単組交流集会(武雄・杵島)**
4	水		4	土	
5	木	**連合佐賀第４回執行委員会**	5	日	
6	金	**アクション 36 街宣行動**	6	月	
7	土	**2020 春季生活闘争佐賀県中央総決起集会**	7	火	
8	日		8	水	**民間激励行動**
9	月		9	木	**民間激励行動**
10	火		10	金	**民間激励行動**
11	水	**地協第３回幹事会(四役会議合同)**	11	土	
12	木		12	日	
13	金	**2020 春季生活闘争南部地協総決起集会**	13	月	
14	土	鹿島印刷労組定期大会	14	火	
15	日		15	水	**地協第４回幹事会**
16	月		16	木	
17	火		17	金	
18	水		18	土	
19	木	**2020 春闘地区別単組交流集会(多久・小城)**	19	日	
20	金	**連合佐賀 30 周年記念事業プロレス(検討中)**	20	月	
21	土		21	火	
22	日		22	水	
23	月		23	木	
24	火	**武雄税務署要請行動(予定)**	24	金	
25	水		25	土	**第 91 回南部地協メーデー**
26	木	**佐賀税務署要請行動(予定)**	26	日	
27	金	**2020 春闘地区別単組交流集会(鹿島・藤津)**	27	月	
28	土		28	火	
29	日		29	水	
30	月		30	木	
31	火				

※赤字の行事に関してはすべて中止いたします。

働き方改革関連法を職場に定着させよう!!

同じ職場で働く仲間の処遇改善に向けて、法の内容をしっかり理解し、
労働組合として取り組みを進めましょう！

同一労働同一賃金の法整備に関する内容 ～2020年4月1日からスタート!!～

1. 「正社員」「パートタイム」「有期雇用」「派遣」など、雇用形態の違いによる不合理な待遇差が禁止されました
2. どのような待遇差が不合理であるのか基本的な考え方を示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が策定されました
3. 事業主が労働者に待遇を説明する義務が強化されました
4. 行政による助言・指導や、行政ＡＤＲ（行政での無料の解決手続き）が整備されました

同一労働同一賃金の詳しい情報はこちら▶

パート・有期

STEP1
☑ パート・有期雇用労働者と正社員の待遇を総点検し、実態把握を行いましょう。
「基本給」、「一時金」、「●●手当」など、１つ１つの待遇の目的に照らし点検するよ

STEP2
☑ 待遇差がある場合、不合理なものとなっていないかを確認しましょう。

STEP3
☑ 不合理な待遇差がある場合、是正に向けた団体交渉・労使協議を行いましょう。
待遇差の是正のために正社員の待遇を引き下げるのはダメだよ

STEP4
☑ 事業主に対し、パート・有期雇用労働者への待遇および待遇差の説明の徹底を求めましょう。また、パート・有期雇用労働者に対して、待遇差の説明を受ける権利があることを周知しましょう。

派遣先

STEP1
☑ 自社が派遣会社に対して、比較対象労働者※の待遇情報を正しく提供しているか、確認・協議しましょう。
※派遣労働者と「職務の内容」や「職務の内容及び配置変更の範囲」などが同じ、自社の正社員

STEP2
☑ 派遣料金を派遣労働者の待遇改善が可能な水準で設定するよう、自社に求めましょう。
派遣会社にとって納得性のある水準となるよう、事業主に働きかけよう

STEP3
☑ 派遣労働者が安心して働くことができるよう、自社の社員と同様の福利厚生施設の利用、教育訓練の実施、安全管理の措置などがとられているか、確認しましょう。

STEP4
☑ 比較対象労働者の待遇情報に変更があった場合、速やかに派遣会社に情報提供を行うよう、求めましょう。

派遣元

STEP1
☑ 派遣労働者の待遇を決める際に、「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のどちらを採用するか、労使協議の上で決定しましょう。
原則は、派遣先の仕事内容などが同じ労働者と比較し、待遇決定するよ(派遣先均等・均衡方式)※

STEP2
☑ 「派遣先均等・均衡方式」の場合は、比較対象労働者の待遇情報をもとに、派遣労働者の待遇の総点検を行い、不合理な待遇差がないか確認しましょう。
☑ 「労使協定方式」の場合は、過半数労働組合の要件を満たしているか確認し、法を上回る内容で労使協定を締結しましょう。
厚生労働省の「一般の労働者の平均的な賃金の額」を上回る水準となるよう、しっかり協議しよう

STEP3
☑ 派遣労働者に対する待遇および待遇差の説明を徹底しましょう。

※例外として、派遣会社が派遣元労働組合と労使協定を締結し、協定に基づき、派遣労働者の待遇を決定することも可能です（労使協定方式）。ただし、労使協定を守ってない場合は、原則の派遣先均等・均衡待遇方式に戻ります。

れんごう南部